

# 会員規約

## (総則)

第1条 会員の加入資格・方法・会費算出法並びに代議員数等につき、定款に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

## (会員)

第2条 定款第6条に規定するもので、この規約を承認した生活協同組合は、理事会の承諾を得たうえで、この会の会員となることができ、会員の種別は次のとおりとする。

- 一 定款第6条1項一号に該当し、全国大学生生活協同組合連合会に加入する生活協同組合(1号会員)
- 二 定款第6条1項二号に該当の生活協同組合及び生活協同組合連合会(2号会員)
- 三 定款第6条1項三号に該当の協同組織体(3号会員)
- 四 上記一、二、三以外の者(4号会員)

## (加入)

第3条 前条に規定するものは、会員になろうとするときは、出資口数を記載した所定の加入申込書に次に掲げる書類を添付してこの会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 定款
- 二 登記簿謄本又は登記事項証明書
- 三 加入を議決した総(代)会の議事録
- 四 代表権を有する者の氏名・連絡先
- 五 その他この会が必要と認めた書類

## (会員の代議員数)

第4条 定款第53条第2項に定める代議員数は、1会員につき1名とする。

2 第1項の代議員は、会員の理事会にて選出する。

## (会員の出資金基準)

第5条 会員のこの会への出資金基準については、その基準を理事会で決定する。

2 会員はやむを得ない事情により出資金を納めることができないときは、この会に対し特別の請願書を提出し、その納付猶予を申し出ることができる。申請があったときは、この会は理事会においてその提出理由を審議した上で、その結果を当該会員に通知する。

## (出資口数の増加)

第6条 出資口数を増加しようとする会員は、この会の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

## (出資口数の減少)

第7条 出資口数の減少については定款第16条による。

## (事業に関する協力義務)

第8条 会員は、定款及びこの規約の定めるところにしたがい、この会の事業の発展のために協力しなければならない。

2 定款第6条の一号による会員はこの会との間に「基本契約書」及び「業務委託契約書」を締結しなければならない。

3 定款第6条の二号による会員は、その組織性格と加入目的を踏まえ、加入・出資に係る覚書を締結しなければならない。

## (権利の停止)

第9条 この会は、会員が定款第11条第1項に該当すると認められる場合には、理事会の議を経てその権利の全部または一部の行使を停止させることができる。

## (会費の呼称)

第10条 定款第17条に定める会費は、共同事業運営費と称する。

## (区分)

第11条 共同事業運営費は、基本運営費および特別運営費に区分し、それぞれ別個基準により賦課する。

2 基本運営費は、この会の運営にかかわる一般経費にあてる。

3 特別運営費は、この会の運営が基本運営費でまかなわれない場合等の特別経費にあてる。

(共同事業運営費および賦課基準)

第12条 基本運営費の会員の賦課基準、算出方法及び支払方法は、理事会において決定する。

2 特別運営費を徴収する場合は、その算出基準及び支払方法等について、総会においてこれを定める。

(途中加入または途中脱退の会員の共同事業運営費)

第13条 年度途中に加入または脱退した会員のその年度の共同事業運営費の金額は、理事会においてそのつど定める。

(過怠金)

第14条 この会は、会員が定められた共同事業運営費を納付期限までに完納しないときは会員に対して、その期限後1日につき滞納金額の千分の1にあたる過怠金を徴収することができる。

(異議の申立て)

第15条 会員は、共同事業運営費額等に異議があるときは、当該年度最終月の理事会の会日の14日前までは、異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、前項の異議を受けとったときは理事会の審議に付し、その結果を、当該会員に通知しなければならない。

(特別請願)

第16条 会員が共同事業運営費を止むを得ない事情によって納付できないときは、理事会に対して所定の請願書を提出し、その納付の猶予又は減額を申し出ることができる。申し出があったときは、この会は理事会においてその請願理由などを審議した上で、その結果を当該会員に通知する。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃は、総会の議決を必要とする。

(施行期日)

第18条 この規約は、1990年5月24日から施行する。

2018年 5月26日 一部改正

2021年10月27日 一部改正

2022年 5月28日 一部改正

2023年 5月27日 一部改正

pp

(付則)

1、2018年5月26日の一部改正は、合併に伴う規約変更であり、合併の効力を発する日を施行日とします。

1、この会員規約の一部改正(2021年10月27日臨時総会で議決)は、定款の一部改正による「厚生労働大臣認可日」と同日から施行する。(2021年11月16日認可)